

令和 8 年度宍粟市自動車騒音常時監視業務
仕様書

宍粟市役所 市民生活部生活衛生課

I 一般事項

1. 目 的

本業務は、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、宍粟市内における主要幹線道路の自動車騒音について、環境省が配布する面的評価支援システムを使用し、環境基準達成状況の把握及び面的評価を行うことにより、自動車騒音公害防止のための基礎資料として騒音の状況を監視し把握することを目的とする。

2. 委託期間

契約の日の翌日から令和9年3月5日まで

3. 業務内容

本業務の概要を以下に示す。詳細はⅡ業務内容のとおりとする。

- (1) 現地踏査
- (2) 測定（自動車騒音、交通量、平均走行速度等）
- (3) 面的評価
- (4) 報告資料作成

4. 受託者要件

- (1) 計量法第107条の規定により、同法施行令第28条第2号に掲げる区分の計量証明事業（音圧レベル）について登録を受けていること。
- (2) 環境計量士（騒音・振動関係）を有すること。また、本業務で使用する「面的評価支援システム」について熟知しているものを現に有すること。

5. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境省告示第64号）
- (4) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編（平成11年6月環境庁通知）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編（道路に面する地域）（平成12年4月環境庁通知）
- (6) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日付け環水大自発110914001号環境省通知、以下「処理基準」という。）
- (7) 自動車騒音常時監視マニュアルについて（技術的助言）（平成23年9月14日付け環水大自発110914002号環境省通知、以下「常時監視マニュアル」という。）
- (8) 面的評価支援システム操作マニュアル（令和7年7月環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課、以下「操作マニュアル」という。）
- (9) その他関係法令等

6. 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、受託者に以下のものを貸与する。

- (1) ノートパソコン
- (2) 面的評価支援システム（環境省）※
- (3) GISエンジン ActiveMap for.NET（㈱カーネル）※
- (4) 令和3年度道路交通センサスデータ
- (5) 都市計画用途地域図
- (6) 騒音に係る環境基準の類型指定状況に関する資料

(7) 平成24年度以降の自動車騒音常時監視データ

(8) その他業務遂行上必要と認められる資料

※ (2) (3) については、(1) の委託者のパソコンにインストールして使用する場合にはのみ使用可能なものとする。

7. 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

8. 現場責任者

受託者は、本業務における現場責任者を定め、委託者に届出るものとする。

現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

9. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了にあたって、委託者に次の書類を提出しなければならない。

(1) 現場責任者届

(2) 業務工程表

(3) 業務完了届

(4) 請求書

(5) その他委託者が必要とする書類

10. 打ち合わせ等

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をたすものとし、その内容についてはその都度受託者が全て議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 現場責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議するものとする。

11. 関係官庁への手続き等

(1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、委託者が行う関係官庁への手続きに協力するものとする。

(2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく委託者に届け出なければならない。

12. 土地への立ち入り

(1) 受託者は、本業務を実施するために、他人の植物を伐採し、垣、柵等を除去し、または土地もしくは工作物を一時使用とするときは、委託者と十分な協議を行い委託者の指示を待つて、所有者、または管理者の承諾を得るものとする。

(2) 受託者は、本業務を実施する際に、住民の生活に支障の無いよう配慮するとともに、住民に対して、遂行する業務及び身分を明らかにできるように、身分証や腕章を常に携行しなければならない。

13. 測定機器及び消耗品

測定に必要な機器及びその他業務の遂行に付随し必要となる消耗品等は、受託者が、準備、負担するものとする。

14. 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を速やかに提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、仕様書に定めのある場合、または委託者の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

15. 面的評価支援システム

面的評価支援システムの操作・運用について、市担当者への助言、操作説明及びサポートを行う為の担当者を選定し報告するものとする。

16. 守秘義務

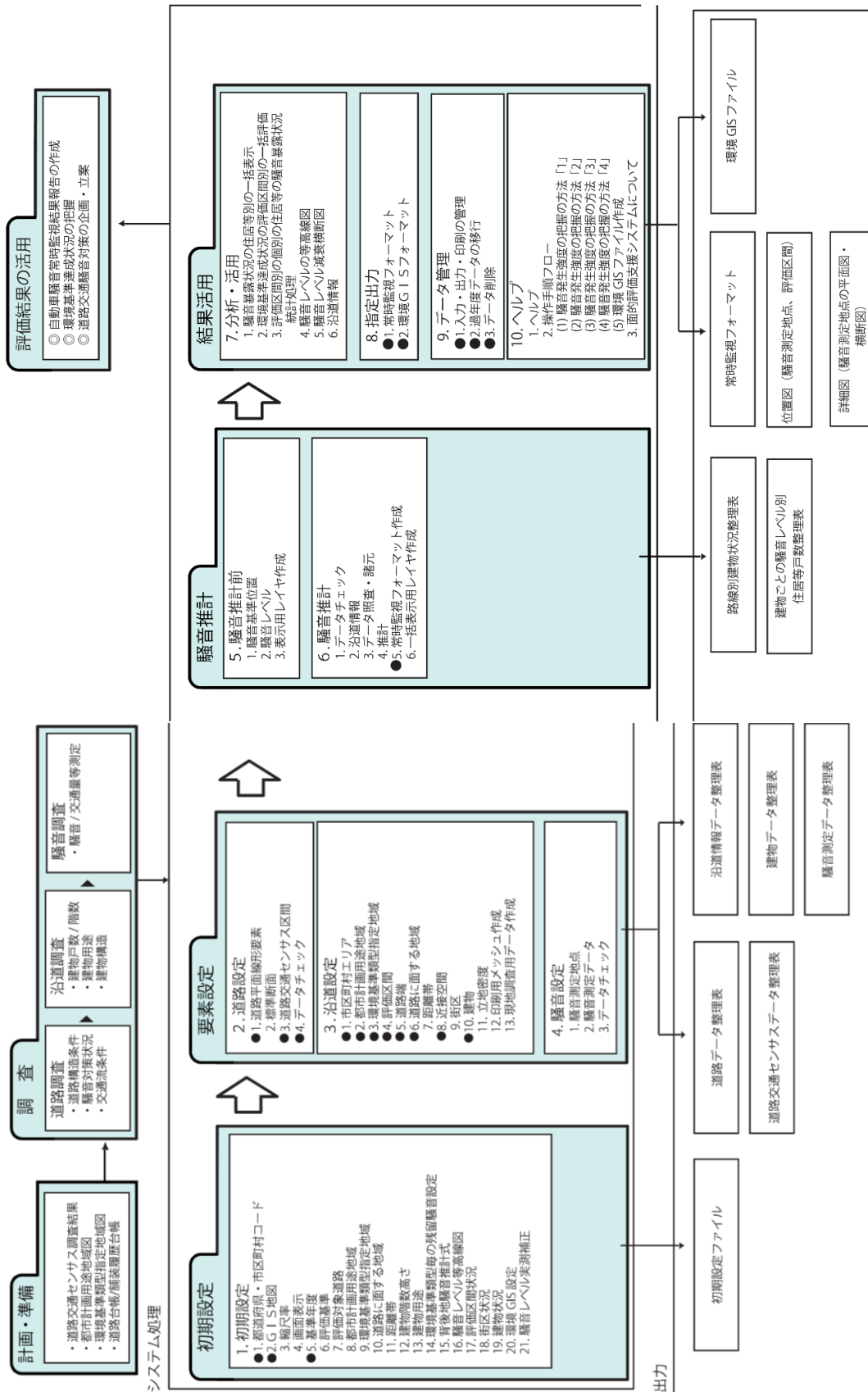
受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

17. その他

- (1) 調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民の迷惑とならないように十分に配慮しなければならない。
- (2) 準拠する法令等及び自動車騒音常時監視結果報告要領に改訂があった場合は、改訂後の規定に基づいて業務を行わなければならない。
- (3) 受託者は、6に定める貸与資料等について、履行期間中に亡失・汚損・破損・データ漏洩等が生じた場合には、受託者の責任において原状回復又は損害賠償を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたっては、業務の遂行状況が確認できるよう写真に記録し、成果品とともに提出しなければならない。

II 業務内容

本業務における作業内容は以下のとおりである。



1. 計画・準備

(1) 基礎調査

監視の対象となるすべての道路（自動車騒音常時監視令和8年度実施計画(案)）に面する地域について、常時監視マニュアル第3章3.3に基づき必要な資料の調査確認及び現地踏査により

- 1 土地利用状況
- 2 道路交通情勢
- 3 道路の構造等

の把握を行い、前回調査結果から状況変化が確認された場合は実施計画（案）を精査し、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行うものとする。

(2) 本年度に面的評価を行う区間

自動車騒音常時監視令和8年度実施計画(案)のうち令和8年度に評価を行う区間（令和8年度評価対象区間）の面的評価を行うものとする。ただし、（1）の基礎調査の結果、実施計画（案）を見直し、評価区間に変更が生じた場合は速やかに委託者と協議を行うものとする。

令和8年度評価対象区間

番号	路線名	起点	終点	延長	区間番号	実測箇所
1	宍粟下徳久線	一般国道29号	宍粟市・佐用町境	12.6km	42090	2箇所
2	岩野辺山崎線	上ノ波賀線	一般国道29号	11.0km	64610 64620	1箇所

2. 面的評価支援システムの構築

受託者は、準拠する法令に基づき、委託者からの貸与資料等を用いて委託者が貸与するノートパソコンにて面的評価支援システムを稼動できるように環境設定を行うとともに、道路、沿道の調査及び要素設定を行うものとする。

(1) 初期設定

I-5. 貸与資料等を用いて、面的評価支援システムを使用する為の初期設定を「操作マニュアル」に基づき行うものとする。

(2) 調査及び要素設定

1) 道路調査・道路設定

①道路調査

準拠する法令等に基づき、面的評価支援システムの道路設定を行うために必要な事項について道路調査を行う。道路調査は、原則として実地調査によるものとする。

②道路設定

「操作マニュアル」に基づき、道路調査の結果を面的評価支援システムに入力し、道路設定を行うものとする。

2) 沿道調査・沿道設定

①沿道調査

準拠する法令等に基づき、評価対象道路の道路端から50mの範囲について、住宅等の属性等、面的評価支援システムの沿道設定を行うために必要な事項について沿道調査を行う。沿道調査は、原則として住宅地図等に基づいて行い、必要に応じて実地調査を行うものとする。

②沿道設定

「操作マニュアル」に基づき、沿道調査の結果を面的評価支援システムに入力し、沿道設定を行うものとする。

3. 自動車騒音等の測定及び設定

令和8年度評価対象区間のそれぞれの路線を代表する箇所を選定し、常時監視マニュアルに基づき騒音等の把握を行い、実測区間以外については調査結果等を準用し面的評価支援システムにて騒音設定を行うものとする。

(1) 騒音調査

準拠する法令等に基づき、騒音レベル、交通量、平均走行速度の測定等、面的評価支援システムの騒音設定を行うために必要な事項について騒音調査を行うものとする。

なお、測定地点の選定については、受託者が面的評価を行う上で最適と思われる地点を提案し、委託者と協議して決定するものとする。また、測定時期は10月から11月の平日とし、風雨や虫の声等自然音に影響されにくい日に実施するものとする。

1) 騒音測定

①沿道騒音

次に示す項目について、沿道騒音の測定を行う。測定は、観測時間を1時間単位とし、1時間毎24時間の連続測定とするものとする。

なお、降雨、降雪時の測定は避け、風雑音や風切り音により測定値に影響がある場合は測定を中止すること。

- ・基準時間帯（昼間：6時から22時、夜間：22時から6時）の等価騒音レベル(L_{Aeq})
- ・観測時間毎の等価騒音レベル(L_{Aeq})、時間率騒音レベル($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)及び騒音レベルの最大値(L_{Amax})
- ・その他面的評価の精度を確保するため、必要と認められる項目

②残留騒音

次に示す項目について、残留騒音の測定を行う。測定は、沿道騒音及び後述の交通量、平均走行速度の測定と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間（それぞれ連続するものでないこと）について行うものとする。

- ・等価騒音レベル(L_{Aeq})
- ・時間率騒音レベル($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・騒音レベルの最大値(L_{Amax})
- ・その他面的評価の精度を確保するため、必要と認められる項目

(2) 交通量・平均走行速度測定

1) 交通量測定

騒音測定と同期して当該評価区間を代表する地点にて、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間（それぞれ連続するものでないこと）について交通量の測定を行うものとする。

- ・昼間交通量（上下別・車種別(大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)）
- ・夜間交通量（上下別・車種別(大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)）

2) 平均走行速度測定

騒音測定と同期して当該評価区間を代表する地点にて、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間（それぞれ連続するものでないこと）について平均走行速度の測定を行うものとする。測定はサンプル調査によるものとし、騒音測定の実測時間内に上下別にそれぞれ10台程度の平均走行速度を調査するものとする。

- ・昼間交通量（上下別・車種別(大型車、小型車)）
- ・夜間交通量（上下別・車種別(大型車、小型車)）

(3) 騒音設定

「操作マニュアル」に基づき、騒音調査の結果を面的評価支援システムに入力し、騒音設定を行うものとする。

1) 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報を入力するものとする。

道路横断面図を作成し、情報を入力するものとする。

2) 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力するものとする。

4. 騒音推計（面的評価の実施）

準拠する法令等に基づき面的評価を行うために、面的評価支援システムの騒音推計前及び騒音推計について「操作マニュアル」に基づき設定し、評価区間の面的評価を行うものとする。

（1）騒音推計前

1) 騒音基準位置

- ①騒音基準点位置の設定
- ②騒音測定データの選択

2) 騒音レベル

- ①騒音レベルの推定
- ②騒音レベルの確定
- ③残留騒音レベルの設定

3) 表示用レイヤ作成

- ①道路近傍騒音レベル
- ②残留騒音レベル
- ③騒音観測・非観測区間区分

（2）騒音推計

1) データチェック

- ①オブジェクトデータ
- ②データ項目
- ③最適化

2) 沿道情報

3) データ照査・諸元

4) 推計

- ①推計
- ②騒音レベル合成

5) 常時監視フォーマット作成

- ①建物ごとの騒音レベル別住宅等戸数整理表集計
- ②常時監視フォーマット作成

6) 一括表示用レイヤ作成

- ①騒音暴露状況の住宅等別の一括表示
- ②環境基準達成状況の評価区間別の一括表示
- ③騒音レベル等高線図
- ④騒音レベル減衰横断図

5. 結果活用

（1）報告書作成

1) 常時監視報告書

面的評価結果等を取りまとめて常時監視報告書を作成するものとする。

2) 常時監視フォーマット

最新の自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局）に基づき、報告ファイルを作成するものとする。

- ① 常時監視フォーマット
- ②位置図（騒音測定地点、評価区間）
- ③詳細図（騒音測定地点の平面図、横断図）

3) 環境GISフォーマット

最新の自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局）に基づき、環境GISフォーマットを作成するものとする。

- ① ファイル出力
- ② GISデータ読み込み
- ③ GISデータ確認

なお、結果報告書様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成すること。

6. 報告資料の作成

各種調査、面的評価の結果及び面的評価支援システムの帳票を取りまとめ、本業務の報告資料として作成を行うものとする。

(1) 業務報告書

騒音等調査結果、評価方法及び評価結果等を取りまとめた報告書を作成するものとする。

報告内容は、準拠する法令等の内容を十分に把握し、必要事項に漏れがないこと

(2) 環境省への報告資料作成

環境省へ報告が必要な事項について、環境省指定の様式により報告資料等の作成を行うものとする。

(3) 面的評価支援システムのデータ

委託者が貸与するノートパソコンに、面的評価支援システムで作成する全てのデータを保存し、システムを稼働できる状態で返却するとともに、別途電子媒体によりデータを提出するものとする。

(4) 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

名 称	サイズ	部数	備 考
I. 報告書			
1. 本編	A 4 紙	2 部	
(1) 業務報告書	A 4 紙	2 部	
(2) 自動車騒音常時監視結果報告	A 4 紙	2 部	自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)の様式に準じる
・様式	A 4 紙	2 部	
・詳細図(騒音測定地点の平面図・横断図)	A 4 紙	2 部	
2. 資料編	A 4 紙	2 部	
(1) 自動車騒音常時監視結果報告	A 4 紙	2 部	自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)の様式に準じる
・様式	A 4 紙	2 部	
・詳細図(騒音測定地点の平面図・横断図)	A 4 紙	2 部	
(2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価	A 4 紙	2 部	
II. 環境省報告		1 式	
1. 自動車騒音常時監視結果報告	CD-ROM		自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)の様式に準じる
(1) 様式	CD-ROM		
(2) GISデータファイル	CD-ROM		
(3) 騒音測定地点の詳細図	CD-ROM		
III. システム		1 式	面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ
1. オブジェクト・データベース	CD-ROM		

7. その他

業務内容に疑義または不備がある場合は、委託者および受託者にて面的評価システムによる報告資料の作成が行えるよう協議を行い決定するものとする。